

令和4年第2回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(当初発送議案)

資料4

			ページ
1	令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給について 【第56号議案関係】	総務部	P.1
2	犯罪被害者等見舞金支給事業について 【第57号議案関係】	総務部	P.5
3	北大阪急行線延伸整備事業債の繰上償還について 【第57号議案関係】	総務部	P.7
4	景観重要建造物の外観修景工事に対する補助について 【第57号議案関係】	みどりまちづくり部	P.10
5	市営住宅不法占有者への明渡請求について 【第54・57号議案関係】	みどりまちづくり部	P.11
6	物価高騰の影響を受けた学校給食等への支援について 【第57号議案関係】	子ども未来創造局	P.13
7	市立稲保育所の民営化に伴う土地の無償貸付・建物の無償譲渡について 【第53号議案関係】	子ども未来創造局	P.16
8	令和4年度低所得世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について 【第56号議案関係】	子ども未来創造局	P.17
9	文化施設等感染防止対策について 【第57号議案関係】	子ども未来創造局	P.21

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の支給について

総務部 総務室

- ◆ 「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣議会議)に伴い、国の全額負担により、令和4年度の新たな非課税世帯等1世帯につき10万円の臨時特別給付金を給付します。
- ◆ ただし、令和3年度分の支給対象世帯は、今回の支給対象世帯とはなりません。
- ◆ 給付金の対象世帯は、令和3年12月10日時点で住民基本台帳に記録され、かつ令和4年6月1日に本市に住民票を有する世帯で、世帯員全員の令和4年度分の住民税均等割の非課税世帯と、家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降収入が減少した非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯)です。
- ◆ 審査が不要である非課税世帯は、7月中に市から発送する確認書による郵送申請により受け付けた後、順次振込を予定しており、早期に準備を進めます。
- ◆ 審査が必要になる家計急変世帯は、広報による周知を行い、オンライン申請サービスの「LoGoフォーム」等による本人からのお申し出を受け付けた後、郵送等による申請受付、審査、振込を行います。

1 補正予算概要

臨時特別給付金交付事業

【歳出】 計 227,958 千円

- ・委託料等 20,958 千円
- ・交付金 207,000 千円

【歳入】 計 227,958 千円(国庫 10/10)

- ・臨時特別給付金交付事業費補助金

2 臨時特別給付金の概要

(1) 支給対象及び対象世帯数

令和3年12月10日に住民基本台帳に記録され、かつ令和4年6月1日に本市に住民票を有する世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- ①世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税になった世帯(市条例により市民税均等割が免除されている世帯、生活保護受給世帯、所得要件を満たすDV等避難者等を含む)のうち、令和3年度分の住民税均等割非課税世帯を除く 2,000世帯(見込み)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の収入が減少し、非課税世帯と同様の事情にある(同一世帯に属する方のうち令和4年度分の市民税均等割が課税されている方全員の、それぞれの1年間の収入見込額が、市民税均等割が非課税になる水準に相当する額以下)と認められる世帯(家計急変世帯)のうち、令和3年度分の住民税均等割非課税世帯又は家計急変世帯への給付金を受領した世帯を除く 70世帯(見込み)

【参考】非課税相当限度額

	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族なし	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族が計1名	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族が計2名	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族が計3名	255.7万円	171.0万円

※なお、①及び②に関わらず、住民税が課税されているかたの扶養親族等のみからなる世帯を除く

(2) 周知方法

①住民税非課税世帯

市広報紙、市ホームページによる周知を行いますが、プッシュ型の給付となりますので、該当世帯へ市から確認書を送付しお知らせします。

②家計急変世帯

市広報紙、市ホームページによる周知に加え、生活相談窓口、社会福祉協議会の貸付窓口、生活保護申請の相談窓口などの家計急変世帯に該当する可能性が高いかたの各種機会を捉えて個別に周知を行います。

(3) 支給方法

- ①非課税世帯については、7月中に市から順次、確認書を発送しますので、記載事項を確認のうえ、市に返送し、市の審査後、指定口座に振り込みます。

②家計急変世帯については、各種機会を通じて広報周知を行い、本人から市への申し出により申請書を発送しますので、申請書に必要事項を記入の上、令和4年1月以降の任意の1ヶ月の収入(給与、事業、不動産、年金)を証する書類の写しなどを貼付して市に返送し、市の審査後、指定口座に振り込みます。

(4)申請期限

- ①非課税世帯については、令和4年9月30日まで。
- ②家計急変世帯については、令和4年10月31日まで。

3 今後のスケジュール(予定)

対象	7月	8月	9月	10月	11月	12月
非課税世帯	●順次確認書発送 ●確認書受付	●順次振込		確認書受付終了		
家計急変世帯	●LoGo フォーム等による受付 ●申請申出・申請書発送	●申請書受付 ●順次審査			申請期限	
		●順次振込				

申請が必要な家計急変世帯等についての本人から市への申し出方法は、電話やオンライン申請サービスの「LoGoフォーム」により、お申し出を受け付けします。

(参考) 令和3年度分の給付実績(令和4年5月18日現在)

	確認書送付件数(a)	確認書返送件数(b)	給付割合(b/a)
非課税世帯	14,965 件	13,405 件	89.5%

	給付件数
家計急変世帯	69 件

※令和3年度に家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、今回令和4年度の非課税世帯としてプッシュ型通知を行うことで給付できます。

犯罪被害者等見舞金支給事業について

総務部 市民安全政策室、人権文化部 人権施策室

- ◆ 犯罪行為により、亡くなられた被害者のご遺族や入院を要する負傷等をされた被害者を支援するため、箕面市災害見舞金等支給条例と同額の見舞金を支給するための要綱を制定し、遺族見舞金として20万円、傷病見舞金として入院1日につき千円(入院50日を上限)を支給します。
- ◆ また、現在、犯罪被害者等の権利利益の保護や被害の軽減・回復を図るための総合的な支援に関して、新たな条例制定を検討しています。

1 補正予算概要

【歳出】 犯罪被害者等見舞金支給事業

報償金 250 千円

2 事業概要

(1) 事業開始の経緯

- ・令和4年2月に大阪府警本部から、「第四次犯罪被害者等基本計画」(令和3年3月閣議決定)に掲げられた、警察庁による地方公共団体への見舞金制度等の導入促進要請や、犯罪被害者等のための実効的な事項を盛り込んだ総合的な条例の制定等の促進等の施策に基づき、本市に対し、これら支援施策の要請がありました。
- ・本市はこれまでも、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めていますが、この要請を受け、市民が万が一犯罪被害者等になった時の支援制度が必要と考えました。
- ・国の犯罪被害者等への経済的な支援制度として「犯罪被害給付制度」がありますが、この給付までには時間を要することから、国の支援制度を補完するため、すぐにできる支援として、要綱を制定し、見舞金の支給を行うこととしました。

(2) 「箕面市犯罪被害者等見舞金支給要綱」の制定等

- ・見舞金支給要綱を制定したうえで、箕面警察署と犯罪被害者等の情報提供に関する協定を締結します。
- ・この協定に基づき、警察が犯罪被害者等へ見舞金制度について情報提供し、本市への申請につなぐことができます。

①見舞金の内容

種類	支給額	支給対象者
遺族見舞金	20万円	犯罪等の被害により死亡した市民のご遺族
傷病見舞金	入院1日につき1,000円 (入院50日を上限)	犯罪等の被害により入院を要する傷病、疾病又は精神疾患を負った市民

※犯罪発生時において、被害を受けたかたが市民であることが条件となりますが、犯罪行為のあった場所は問いません。

②申請方法等

- ・見舞金支給申請書と犯罪被害に関する申立書、その他必要に応じて住民票や診断書等を提出していただきます。
- ・市は警察に当該犯罪被害等の事実を確認したうえで、支給します。

③その他

- ・補正予算の議決後速やかに要綱を施行し、令和4年4月1日以後に発生した犯罪の被害者等から適用します。

3 今後予定する犯罪被害者等に対する支援策

- ・市では、見舞金支給による経済的支援だけでなく、犯罪被害者等が直面する様々な問題に関する相談窓口の設置をはじめ、総合的な支援策を盛り込んだ「(仮称)箕面市犯罪被害者等支援条例」の制定に向けて、人権文化部で検討を進めています。
- ・条例化の際には見舞金制度も条例に定め、今回の要綱は廃止する予定です。

4 (参考) 大阪府内の自治体における条例等の制定状況等

(1)既に条例を制定している自治体

大阪府、大阪市、堺市、摂津市、池田市、高槻市、松原市、門真市

※池田市、高槻市、松原市、門真市は、見舞金支給による経済的支援のみ。

(2)既に要綱を制定し条例化を検討している自治体

守口市

北大阪急行線延伸整備事業債の繰上償還について

総務部 財政経営室

- ◆ 競艇事業会計からの繰入金は北急延伸事業化当時の見込値である6億円/年を大きく上回っており、北大阪急行線延伸整備にかかる市債(以下、「北急延伸事業債」)の発行抑制に活用しています。
- ◆ 市債の発行抑制を実施してなお、現時点で市債を償還する資金が一定確保できていることから、財政負担の軽減を図るため、北急延伸事業債の繰上償還を実施します。
- ◆ 今回の繰上償還により、北急延伸事業債にかかる利子負担が総額で最大約7千7百万円軽減される見通しです。

1 補正予算概要

・公債費繰上償還事業	3,455,346 千円
・公債費繰上償還補償等事業	47,510 千円
・公債費元金償還事務事業	▲52,318 千円(令和4年度下半期分の減)
・公債費利子償還事務事業	▲4,471 千円(令和4年度下半期分の減)

【財源】

・《歳出》北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業	▲452,771 千円
・《歳入》北大阪急行南北線延伸整備基金繰入金	2,993,296 千円

2 繰上償還の内訳

(千円)

	繰上償還額	繰上償還後の残高	補償金予算額(※)	繰上償還手数料予算額
地方公共団体金融機構	2,138,686	5,506,710	42,237	不要
銀行A	167,760	0	5,267	不要
銀行B	1,036,700	0	不要	6
銀行C	112,200	0	不要	不要
計	3,455,346	5,506,710	47,504	6

※「補償金」とは、繰上償還により貸し手はその後の利息収入が得られなくなるため、原則として繰上償還時に支払う必要があるものです。

補償金の額は、繰上償還を実行する時点での貸付利率によって変動するため、最大値で予算計上していますが、時期を見極めて実行する予定です。

3 財政効果と特定事業の収支計画

- ・補償金が不要の銀行2行(銀行B・C)については、令和4年度下半期以降に支払う予定であった利息である計約3千万円が軽減されます。
- ・地方公共団体金融機構と銀行1行(銀行A)については、補償金を最大値で見込んでいますが、繰上償還する時点の貸付利率が、借入時の利率よりも高ければ、さらに約4千7百万円が軽減される見通しです。(直近の貸付利率による見通し)
- ・なお、繰上償還の実施により北急基金の残高が減少しますが、北急延伸事業の収支が不足することはありません。

(参考:北急延伸事業のキャッシュフロー【繰上償還反映】)

各年度の収支 《国府支出金を除く市負担額ベース》

(億円)

《支出》	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11~R21
事業費(工事費等)	11.2	41.2	0.0	—	—	—	—	—
公債費(元利金)	38.7	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	34.0
計	49.9	44.6	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	34.0

《財源等》

競艇事業収入	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	—
北急基金繰入額	29.9	34.6	—	—	—	—	—	34.0
北急基金積立額	—	—	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	—

《年度末残高》

北急基金残高	45.0	10.4	17.0	23.6	30.2	36.8	43.4	9.4
北急市債残高(参考)	53.4	50.1	46.8	43.5	40.2	36.9	30.3	—

景観重要建造物の外観修景工事に対する補助について

みどりまちづくり部 まちづくり政策室

景観重要建造物「高橋家住宅(旧有馬邸迎賓館)」の外壁や屋根が劣化していることから、箕面市都市景観形成補助金要綱に基づき国の社会資本整備総合交付金を活用して、外観修景工事を行う同住宅の所有者に対して補助金を交付します。

1 補正予算概要

【歳出】 都市景観形成事業

補助金 都市景観形成補助金 3,175 千円(国交付金+市補助金)

【歳入】 国庫交付金 1,587 千円(社会資本整備総合交付金)

※総工事費 4,763 千円を、下記の割合で分担

国 1/3(1,587 千円) 市 1/3(1,588 千円) 所有者 1/3(1,588 千円)

2 外観修景工事の内容

- (1)外壁修繕工事 (外壁、窓枠等の補修及び塗装)
- (2)屋根修繕工事 (破損した屋根瓦の張り替え)

3 景観重要建造物「高橋家住宅(旧有馬邸迎賓館)」の概要

- (1)所在地 箕面1丁目2番25号
- (2)建築時期 大正8年頃
- (3)構造様式 洋風建築物 木造2階建て
- (4)指定日 平成20年7月(景観法第19条第1項に基づく指定)



市営住宅不法占有者への明渡請求について

みどりまちづくり部 営繕室

- ◆ 市営北芝住宅の不法占有者に対し、住宅の明渡しと家賃相当損害金を求める訴えを提起します。
- ◆ 訴えの提起から強制執行にかかる必要経費を補正予算として計上します。

1 住宅の明渡しと家賃相当損害金請求にかかる訴えの提起

(1) 訴訟の相手方

- ・北芝住宅の不法占有者
- ・死亡した入居名義人の子であり、孫2人も同居しています。

(2) これまでの経過

- ・昭和48年……入居名義人が当該住宅に入居。
その後、同居人は全員退去し、単身住まいとなりました。
- ・平成24年……家賃滞納が発生。以降、死亡する令和3年までほぼ入金はなく、滞納額は最終的に92ヵ月分、総額 2,036,500 円となります。
- ・令和元年・2年……子世帯が同居承認を希望しましたが、滞納解消後でないため認められないため、いずれも却下しました。(箕面市営住宅管理条例施行規則第8条第2項第2号)
- ・令和3年7月……入居名義人が2月に死亡していたことが判明し、同居承認を得ずに入居していた子世帯に対し退去を要請するも、未だ応じていません。
- ・令和4年3月……当該住宅の不法占有者を特定するため、不動産占有移転禁止仮処分を大阪地裁に申し立てし、仮処分が執行されました。

(3) 明渡請求と家賃相当損害金請求の根拠

- ・不正行為によって入居したため(箕面市営住宅管理条例第32条第1項第1号)。
- ・「入居者が死亡した場合には、その相続人が公営住宅を使用する権利を当然に承継すると解する余地はないというべきである。」との平成2年最高裁判例があるため。
- ・住宅の明渡請求と合わせて、不法占有期間の家賃相当額を損害金として請求する必要があるため。(令和4年5月26日現在 361,993 円)

(4)今後のスケジュール(予定)

- ・提訴…令和4年6月末
- ・判決…令和4年9月
- ・強制執行の申し立て…令和4年11月
- ・明渡しの断行…令和5年1月

2 補正予算概要

【歳出】 384 千円

①役務費	訴状等切手代	7 千円
	訴状印紙代	12 千円
	強制執行予納金	90 千円
②委託料	強制執行補助業務	275 千円

物価高騰の影響を受けた学校給食等への支援 について

子ども未来創造局 学校給食室
子ども未来創造局 保育幼稚園総務室
子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

国において、コロナ禍における原油価格等物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が新たに創設され、学校給食費等への支援も対象とされました。これを活用して学校給食等への物価高騰の影響を低減し、給食内容を維持します。

1 補正予算概要

①学校給食分

【歳出】学校給食運営事業

 賄材料費 21,435 千円(給食材料費)

【歳入】国庫交付金 21,435 千円(地方創生臨時交付金)

②保育・幼児教育施設給食分

【歳出】保育所運営事業(公立分) 賄材料費 1,548 千円

 教育・保育給付施設等運営費補助事業(民間分) 補助金 6,767 千円

【歳入】国庫交付金 8,315 千円(地方創生臨時交付金)

2 支援の考え方

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)を活用し、令和4年8月分以降の学校給食等について、令和3年平均の食料の消費者物価指数と、直近の令和4年1月から4月の平均上昇率から試算した令和4年度の平均消費者物価指数を比較し、その上昇率から算出した額を支援します。

①学校給食分

465,957 千円(※) × 上昇率 4.6% = 21,435 千円

※令和4年度2・3学期分賄材料費当初予算額



②保育・幼児教育施設給食分

【公立分】 33,650 千円(※) × 上昇率 4.6% = 1,548 千円

※令和4年度8月～3月分賄材料費当初予算額

【民間分】 147,092 千円 × 上昇率 4.6% = 6,767 千円(※)

※民間保育園・幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業 計42園
に対して、8ヶ月分(8～3月)の食材基準額(5,500 円/月)に園児数と上昇率を乗じ
た額を、新たな支援として補助金化

3 今後の対応

地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)終了後は、これまでと同様に保護者から徴収する給食費の中で給食を実施していきます。

市立稲保育所の民営化に伴う 土地の無償貸付・建物の無償譲渡について

子ども未来創造局 保育幼稚園総務室

令和5年(2023年)4月の民営化に向けて移管先法人への引継ぎを進めている市立稲保育所について、移管先法人に対し、土地の無償貸付・建物等の無償譲渡を行います。
※無償譲渡した建物は、移管先法人において順次改修(時期調整中)を行い、施設・設備を充実させる予定です。

1 無償貸付・無償譲渡をする財産

(1) 土地(無償貸付)

所 在 箕面市船場西一丁目16番2 外4筆

面 積 2,519.20㎡

貸付期間 令和5年4月1日から貸付物件内において、移管先法人(アートチャイルドケア株式会社)が、同社名義の建物を所有して児童福祉法第39条第1項に定める保育所を自ら運営している間

(2) 建物等(無償譲渡)

①建物

所 在 箕面市船場西一丁目11番9号

床面積 997.73㎡

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建

②工作物及び立木 一式

2 相手方(市立稲保育所民営化の移管先法人)

東京都品川区東品川一丁目3番10号

アートチャイルドケア株式会社

3 無償貸付・無償譲渡の目的

民間保育所の持つ柔軟性や効率性を生かして、保育の質を確保しながら多様な保育ニーズに対応し、民間のノウハウの活用による保育所の施設整備を通じて、保育環境の改善、地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを推進するため。

令和4年度低所得世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

子ども未来創造局 子育て支援室

- ◆ 「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣議会議)に伴い、国の全額負担により、低所得の子育て世帯に対するプッシュ型給付(児童一人当たり一律5万円)を行います。
- ◆ なお、令和4年度の給付金の内容は令和3年度と同様であり、令和3年度の受給世帯は、令和4年度も支給対象世帯であれば、令和3年度に引き続き受給できます。
- ◆ 給付金の対象世帯は、0歳から18歳(特別児童扶養手当の対象児童は20歳)までの子どもを養育する令和4年4月分の児童扶養手当等の支給を受けている低所得のひとり親世帯と、それ以外の令和4年度の住民税均等割が非課税のふたり親等世帯、家計急変世帯(新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降収入が減少した児童扶養手当受給者と同等の経済状況にあると認められる世帯、令和4年1月以降収入が減少した非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯)等です。
- ◆ 申請が不要である、低所得のひとり親世帯は6月、令和4年度の住民税非課税の子育て世帯は7月に個別通知と振込を予定しており、早期に準備を進めます。
- ◆ 申請が必要な家計急変世帯や高校生世代の児童のみを養育している非課税世帯は、広報による周知を行い、オンライン申請サービスの「LoGoフォーム」等による本人からのお申し出を受け付けた後、郵送等による申請受付、審査、振込を行います。
- ◆ なお、令和3年度、申請により支給した世帯には、制度のご案内を通知します。

1 補正予算概要

(1) 子育て世帯生活支援特別給付金交付事業(ひとり親世帯分)

【歳出】 計 92,331 千円
・委託料等 4,781 千円
・交付金 87,550 千円(対象児童数 1,751 人 現時点の試算)

【歳入】 計 92,331 千円(国庫 10/10)
・子育て世帯生活支援特別給付金交付事業費補助金(ひとり親世帯分)

(2) 子育て世帯生活支援特別給付金交付事業(ふたり親等世帯分)

【歳出】 計 103,133 千円
・委託料等 6,283 千円
・交付金 96,850 千円(対象児童数 1,937 人 現時点の試算)

【歳入】 計 103,133 千円(国庫 10/10)
・子育て世帯生活支援特別給付金交付事業費補助金(ふたり親等世帯分)

2 特別給付金支給対象者

別添資料のとおり

3. 今後のスケジュール（予定）

対象	6月	7月	8月	～	令和5年2月28日
ひとり親世帯	●個別通知発送 ●振込	●家計急変世帯等の申し出、申請受付 ●順次審査 ●順次振込			申請期限
ふたり親等世帯		●個別通知発送 ●振込 ●家計急変世帯等の申し出、申請受付 ●順次審査 ●順次振込			申請期限

申請が必要な家計急変世帯等についての本人から市への申し出方法は、電話やオンライン申請サービスの「LoGoフォーム」により、お申し出を受け付けします。

（参考）令和3年度分の給付実績（支給児童数）

	児童扶養手当 受給世帯	家計急変世帯等	遺族年金等 公的年金受給世帯	合計
ひとり親世帯	1,179人	116人	51人	1,346人

	非課税世帯	家計急変世帯等	合計
ふたり親等世帯	1,451人	38人	1,489人

子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯（世帯状況と児童の年齢）

【参考資料】

世帯の所得状況

非課税世帯

非課税以外の世帯

低所得のひとり親世帯

試算 1,937人

家計急変した世帯

試算 1,751人

20歳未満

18歳未満

15歳未満

特別児童
扶養手当
受給児童

特別児童
受給児童
の弟妹

児童手当
受給児童
の兄姉

児童手当
受給児童

特別児童
扶養手当
受給児童

特別児童
受給児童
の弟妹

児童手当
受給児童
の兄姉

児童手当
受給児童

高校生
世代の
児童

特別児童
扶養手当
受給児童

特別児童
受給児童
の弟妹

対象外

児童手当
受給児童

ひとり親
給付金対象

障害のある
児童扶養
手当受給児童

児童扶養
手当受給児童
や
公的年金
受給児童
など

令和4年4月以降
に生まれる児童
も含む
(令和5年2月28日
生まれまで)

←申請不要

要申請

←申請不要

(ただし、このうちの公務員は要申請)

(ただし、家計急変は要申請)

文化施設等感染症防止対策について

子ども未来創造局 文化国際室

- ◆ 国の令和3年度第1号補正予算で措置された補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、市内文化施設等における消毒液等の購入や、市民会館会議室棟等のトイレ等改修により、利用者が安全に使用できる施設環境を整えます。
- ◆ また、コロナ禍における文化施設等での市民による活動の支援や生涯学習講座等の受講機会を拡大するため、オンライン配信のための機材の購入や環境整備を行い、文化芸術の振興及び生涯学習の推進を図ります。

1 補正予算概要

【歳出】 新型コロナウイルス緊急対策事業(文化国際)	97,667 千円
・消耗品(消毒液、足踏み式消毒液スタンド等)	6,325 千円
・備品購入費(カメラ、配信機材等)	24,657 千円
・委託費(設計委託)	5,993 千円
・工事請負費	60,692 千円
【歳入】 新型コロナウイルス緊急対策事業(文化国際)	87,897 千円
・文化芸術振興費補助金(補助率 1/2)	48,825 千円
・地方創生臨時交付金(国費裏充当分 0.8)	39,072 千円

2 感染症防止対策の概要

- ◆文化施設等の新型コロナウイルス感染症防止対策を補強し、利用者が施設を安全に使用できる環境を整備します。
 - ① 郷土資料館、各生涯学習センター、メイプルホール等で使用する「消毒液」、「足踏み式消毒液スタンド」などを購入します。(計 14,981 千円)
 - ② 市民会館会議室棟等のトイレや空調設備の改修をします。(計 50,586 千円)
→「改修状況」は次頁参照
- ◆コロナ禍における文化施設等での市民による活動の支援や生涯学習講座等の受講機会の拡大を図るため、オンライン配信のための機材の購入や環境整備を行います。
 - ③ メイプルホールや文化芸能劇場等に、カメラ等の機材の購入や LAN 配線等の敷設工事を行い、オンライン配信の環境を整備します。(計 32,100 千円)

◆改修状況

施設名	空調改修	トイレ抗菌化
市民会館会議室棟	令和3年度	今回
桜ヶ丘人権文化センター	令和3年度	今回
船場生涯学習センター	不要(新しい施設のため)	今回
文化芸能劇場	不要(新しい施設のため)	今回
萱野三平記念館涓泉亭	今回	今回
多文化交流センター	不要(新しい施設のため)	令和3年度
東生涯学習センター	令和2年度	令和3年度
中央生涯学習センター	令和2年度	令和3年度
西南生涯学習センター	不要(新しい施設のため)	令和3年度
メイプルホール	令和2年度	令和3年度
萱野中央人権文化センター	令和2年度	令和3年度